第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進

(1)現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきた。

しかしながら、社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における食に関する作法や望ましい食生活の実践等が十分ではないとの指摘がある。加えて、健康寿命の延伸の観点から、家庭における日々の食生活を見直すとともに、生涯にわたり生活習慣病の予防や改善にも努めていくため、次世代に伝えつなげる食育の推進がこれまで以上に重要となっている。

このため、家庭においても食育に関する理解が進むよう、食育活動を通じて学んだことについて、家庭での共有も促進しながら、適切に取組を行うことが必要である。

(2)取り組むべき施策

(子供の基本的な生活習慣の形成)

(望ましい食習慣や知識の習得)

(妊産婦や乳幼児に関する栄養指導) **一部変更・・・参考①**

(子供・若者の育成支援における共食等の食育推進)

(「ゆう活」等のワーク・ライフ・バランス推進) **新規・・・参考②**

【①健やか親子21 (第2次)】

i) 施策の概要

「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となってその達成に向けて取り組む国民運動計画である。平成27年度からは、「健やか親子21(第2次)」が新たにスタートし、"すべての子どもが健やかに育つ社会"の実現に向け、3つの基盤課題と2つの重点課題、具体的な52の指標を設けて取組を推進している。

ii)食育施策との関連

生活習慣の形成という観点から、「朝食を欠食する子どもの割合」を減らす取組の推進は非常に重要であるため、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」の健康行動の指標として位置付けている。

また、誰かと一緒に食事をとる頻度が高い子供は、その頻度が低い子供よりも、健康状態や食物・栄養素等の摂取状況等が良いという結果も出ていることや、子供の食事や健康については、家庭での食に対する意識や日々の食行動や食習慣も影響を与える可能性があることから、朝食欠食とともに、参考とする指標として「家族など誰かと食事をする子どもの割合」(共食の状況)を位置づけ、その推移を把握している。

〈参考〉基盤課題B:学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 食育に関連した主な目標

指標番号	指標名	ベースライン	中間評価目標 (5年後)	最終評価目標 (10年後)
基盤課題 B-9	朝食を欠食する 子どもの割合	小学 5 年生 9.5% 中学 2 年生 13.4% (平成22年度)	小学5年生 5.0% 中学2年生 7.0%	中間評価時に設定
基盤課題 B-4	児童・生徒における 痩身傾向児の割合	2.0% (平成25年度)	1.5%	1.0%
基盤課題 B-5	児童・生徒における 肥満傾向児の割合	9.5% (平成25年度)	8.0%	7.0%
基盤課題 B-11	地域と学校が連携した健康等に関 する講習会の開催状況*1	53.6% (平成25年度)	80.0%	100%
基盤課題 B-参考④ ^{※2}	家族など誰かと食事をする子どもの割合	朝食 小学5年生 84.0% 中学2年生 64.6% 夕食 小学5年生 97.7% 中学2年生 93.7% (平成22年度)	_	_

※2 参考とする指標:具体的な目標値は掲げないものの、データの推移等を継続的に注視することが必要と考えられる指標 出典:内閣府「平成27年版食育白書」

iii)府省庁担当課名

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

1 本項目では、主に、第3次食育推進基本計画における新規の施策・取組及び第2次食育推進基本計画から一部変更となった施策・取組について、取り上げている。

【②ゆう活】

i) 施策の概要

「ゆう活」(「夏の生活スタイル変革」)とは、働き方改革の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族等と過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動。具体的には、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」等を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていく取組。

ii)食育施策との関連

食育は、日常生活の基盤である家庭における共食を原点としており、共食は、家族が食卓を 囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図るだけでなく、食の楽しさの実感や、食 や生活に関する基礎の習得の機会となっている。「ゆう活」等の取組を通じて業務効率化や意 識の変革が進み、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が推進されることにより、 毎日遅くまで仕事をして家族とのだんらんの時間がもてない人々が減れば、家庭における共食 等の推進につながることとなる。

〈参考〉





(出典) 政府広報オンライン「ゆう活 - はじめよう!夕方を楽しく活かす働き方 (http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/u-katsu/index.html)

iii)府省庁担当課名

- · 内閣官房副長官補室
- 内閣官房内閣人事局
- · 総務省自治行政局公務員部公務員課
- 厚生労働省労働基準局労働条件政策課

2. 学校、保育所等における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育

所等には、子供への食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められている。 例えば、様々な学習や体験を通し、食料の生産から消費に至るまでの食に関する成り立ちを知ることは、食に関する感謝の念や理解を深めることにつながるなど、子供への食育活動になるととして、家庭へ良き波及効果をもたらするともに、家庭へのは関係すると

このため、給食の時間はもとより、各教科等の時間や総合的な学習、農林漁業体験の機会の提供等を通じて、積極的に食育の推進に努めることが求められている。 また、栄養分野では、肥満等栄養の過剰摂取に加え、近年、やせ傾向にある若い女性が増加しているなど新たな課題も生じている。これらを踏まえ、生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、適切な栄養バランスの確保に留意するとともに、身体活動の観点も含めた食と健康に図るため、 関する総合的な対策についても推進していくことがより一層重要となっている。

(2)取り組むべき施策

(食に関する指導の充実)

(学校給食の充実)

(食育を通じた健康状態の改善等の推進)

(就学前の子供に対する食育の推進) **一部変更・・・参考③**

【③就学前の子供に対する食育の推進】

i)施策の概要

就学前の子供について、幼稚園にあっては「幼稚園教育要領」に、保育所にあっては「保育 所保育指針」に、認定こども園にあっては「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づ き、食育を教育及び保育の一環として位置付けている。

ii)食育施策との関連

それぞれの施設において、教育要領及び指針等で食育について、以下に示すとおり触れら れている。

①幼稚園

「幼稚園教育要領」(平成 20 年 3 月 28 日 文部科学省告示第 26 号)(抜粋) 第2章 ねらい及び内容

健康[健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。]

- ねらい
 - (3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。
- 内容
 - (5) 先生や友達と食べることを楽しむ。
 - (6)健康な生活のリズムを身に付ける。
 - (7)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自 分でする。
- 3 内容の取扱い
 - (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切 であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関 心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにするこ ہ ع

〈参考〉

〇「幼稚園における食育の推進について」(平成19年1月17日 18初幼教第9号 文部 科学省初等中等教育局幼児教育課長)

②保育所

「保育所保育指針」(平成 20 年 3 月 28 日 厚生労働省告示第 141 号)(抜粋) 第5章 健康及び安全

3 食育の推進

保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、 その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。

- (1)子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べる ことを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであ
- (2) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の 提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及 び改善に努めること。
- (3) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人へ の感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関 わる保育環境に配慮すること。

(4)体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

なお、保育所における具体的な食育のねらいやその内容、計画作成の留意事項等については、「保育所における食育に関する指針」(平成 16 年 3 月 29 日 雇児保発第 0329001 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長)を参考にしてください。

〈参考〉

- 児童福祉施設における食事の提供ガイド -児童福祉施設における食事の提供及び栄 養管理に関する研究会報告書ー(平成22年3月 厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0331-10a-015.pdf
- 保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年3月 厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf
- 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」(平成27年3 月31日 雇児発0331 第1号 障発0331 第16号 厚生労働省雇用均等・児童家 庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)
- 〇 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について(平成27年3 月31日 雇児母発0331第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)

③認定こども園

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告 示第1号)(抜粋)

第1章 総則

- 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項 園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本であることか ら、次の事項に留意するものとする。
 - (3)食育の推進

幼保連携型認定こども園における食育は、健康な生活の基本としての食を営 む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意するも のとする。

- 園児が生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね 食べることを 楽しみ、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期 待するものであること。
- イ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう. 食事の提供を 含む食育の計画を作成し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善 食事の提供を に努めること。
- ウ 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する 人への感謝の 気持ちが育つように、園児と調理員とのかかわりや、調 理室など食に関わる環境に配慮すること。栄養教諭や栄養士等が配置され -----ている場合は、専門性を生かした対応を図ること。
- エ 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身 の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応 すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かし た対応を図ること。
- 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項
 - 第 1 ねらい及び内容
 - 内容の取扱い
 - (4)健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であ ることを踏まえ、園児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で保育教諭 等や他の園児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心 を持ったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

なお、幼保連携型認定こども園にあっては、学校と児童福祉施設の両方の位置付けを有して いることから、食育の実施に当たっては、幼稚園及び保育所双方の取組を踏まえること。

〈参考〉

〇「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」(平成 28 年 1 月 18 日付 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)

iii)府省庁担当課名

- 幼稚園: 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
- · 保育所: 厚生労働省雇用均等 · 児童家庭局保育課
- ・認定こども園:内閣府子ども・子育て本部認定こども園担当